

(証券コード：8967)

2019年10月3日

投資主各位

東京都千代田区西神田三丁目2番1号
日本ロジスティクスファンド投資法人
執行役員 大角保志

第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2019年10月23日（水曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 2019年10月24日（木曜日）午後2時00分
（受付開始時刻：午後1時30分）
2. 場 所： 東京都千代田区神田神保町二丁目36番1号
バルサール神保町アネックス（住友不動産千代田ファーストウイング1階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案： 監督役員3名選任の件

以 上

(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://8967.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

本投資法人が、従たる投資対象として、①更なる投資機会の拡大のため、相当と認められる場合において、データセンターその他の情報通信施設の用途に供されている不動産等資産及びかかる不動産等資産を裏付けとする不動産対応証券等の特定資産に投資すること、並びに、②更なる投資機会の拡大のため、取得の時点において物流施設の用途に供されていない不動産等資産及びかかる不動産等資産を裏付けとする不動産対応証券等の特定資産であっても、将来的に物流施設の用途に転用し又は建替えを行うことにより物流施設を建設可能であると認められる場合には、将来的な転用又は建替えを検討する対象として位置付けた上で、これらの特定資産に投資できることを明らかにするため、規定を変更するものです（現行規約第31条第1項関係）。

2. 変更の内容

現行規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第31条（投資態度）</p> <p>1. 本投資法人は、主として物流施設の用途に供されている不動産等資産（物流関連インフラの用途に供される不動産等資産を含む。以下同じ。）に投資する。また、本投資法人は、主として物流施設の用途に供されている不動産等資産を裏付けとする不動産対応証券（第32条第3項に定義する。以下同じ。）等の特定資産に投資することができる（以下、不動産等資産、第32条第2項各号に定める資産及び不動産対応証券等の特定資産を併せて「不動産関連資産」という。）。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>5. (記載省略)</p> <p>6. (記載省略)</p>	<p>第31条（投資態度）</p> <p>1. 本投資法人は、主として物流施設の用途に供されている不動産等資産（物流関連インフラの用途に供される不動産等資産を含む。以下同じ。）に投資する。また、本投資法人は、主として物流施設の用途に供されている不動産等資産を裏付けとする不動産対応証券（第32条第3項に定義する。以下同じ。）等の特定資産に投資することができる（以下、不動産等資産、第32条第2項各号に定める資産及び不動産対応証券等の特定資産を併せて「不動産関連資産」という。）。<u>なお、本投資法人は、投資環境及び資産規模等に照らし相当と認める場合には、データセンターその他の情報通信施設の用途に供されている不動産等資産及びかかる不動産等資産を裏付けとする不動産対応証券等の特定資産にも投資することができる。また、本投資法人は、取得の時点において物流施設の用途に供されていない不動産等資産及びかかる不動産等資産を裏付けとする不動産対応証券等の特定資産であっても、将来的に物流施設の用途に転用し又は建替えを行うことにより物流施設を建設可能であると認められる場合には、将来的な転用又は建替えを検討する対象として位置付けた上で、これらの特定資産にも投資することができる。</u></p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p> <p>5. (現行のとおり)</p> <p>6. (現行のとおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員大角 保志から、本投資主総会終結の時をもって辞任する旨の申し出があったため、執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2019年9月12日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

また、本議案における執行役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の定めにより、2019年10月24日より2年間とします。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
かめ おか なお ひろ 亀 岡 直 弘 (1977年9月30日)	2002年4月 三井物産株式会社
	2004年6月 ジャパンオルタナティブ証券株式会社 (現三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社)
	2008年2月 Japan Alternative Investment Europe, Ltd.
	2010年8月 三井物産株式会社
	2015年1月 三井物産リアルティ・マネジメント株式会社
	2016年8月 三井物産株式会社
	2016年10月 株式会社かんぽ生命保険
	2019年1月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 顧問
	2019年2月 同 代表取締役社長 (現在に至る)

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の代表取締役社長であります。その他、執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第19条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠執行役員選任に関する本議案は、2019年9月12日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
おお がく やす し 大 角 保 志 (1967年7月4日)	1990年4月 株式会社長谷工コーポレーション
	2006年4月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 投資運用部
	2012年9月 同 投資運用部長
	2017年3月 同 投資運用部長 兼 施設管理部長
	2018年4月 同 取締役投資運用部長 兼 施設管理部長 (現在に至る)
2019年2月 本投資法人 執行役員 (現在に至る)	

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口10口を所有しております。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の取締役投資運用部長兼 施設管理部長であります。その他、補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員須藤 鷹千代、荒木 俊馬及び東 哲也の3名から、第2号議案をご承認いただいた場合、執行役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出が夫々よりありましたので、改めて監督役員3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案においての監督役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の定めにより、2019年10月24日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	須藤 鷹千代 (1943年11月5日)	1968年11月 日本土地建物株式会社 1979年5月 株式会社第一鑑定法人 代表取締役社長（現在に至る） 1981年2月 第一恒産株式会社 代表取締役社長（現在に至る） 2000年6月 株式会社鑑定法人エイ・スクエア 代表取締役社長 2009年5月 同 会長（現在に至る） 2009年10月 本投資法人 監督役員（現在に至る）
2	荒木 俊馬 (1950年2月1日)	1981年4月 弁護士登録 1981年4月 大野忠男法律事務所 1985年8月 荒木・小林法律事務所 2000年9月 まほろば法律事務所（現在に至る） 2009年6月 株式会社サザビーリーグ 監査役（現在に至る） 2014年10月 本投資法人 監督役員（現在に至る） 2017年6月 株式会社フォーラムエンジニアリング 監査役（現在に至る）
3	東 哲也 (1957年2月10日)	1984年10月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 1988年3月 公認会計士登録 1988年8月 税理士登録 1988年12月 東公認会計士事務所開設（現在に至る） 2005年2月 本投資法人 監督役員（現在に至る） 2016年6月 株式会社弘電社 監査役（現在に至る） 2019年7月 株式会社ビジョンテクノネット 代表清算人（現在に至る）

- ・ 上記各監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記各監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 監督役員候補者須藤 鷹千代、荒木 俊馬及び東 哲也は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田神保町2-36-1
ベルサール神保町アネックス (住友不動産千代田ファーストウイング1階)
お問い合わせ先 03-3263-1616



【交通】

- 半蔵門線・新宿線・三田線「神保町駅」 A2番出口 徒歩2分
- 東西線・半蔵門線・新宿線「九段下駅」 5番出口 徒歩5分
- JR線「水道橋駅」 西口出口 徒歩8分
- 駐車場のご用意はいたしていませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。